
◎開議の宣告

○議長 ご苦労さまでございます。

本日の会議に欠席通告のあった方はございません。

定足数に達しておりますので、これより平成30年第4回川西町議会定例会第14日目の会議を開きます。

(午前10時10分)

◎議事日程の報告

○議長 議事日程につきましては、お手元に配付しておきました印刷物のとおりであります。

地方自治法第121条の規定により、町長並びに教育委員会教育長、農業委員会会長及び監査委員の出席を求めています。

◎議第73号 川西町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する
条例の制定についてから議第72号 平成30年度川西
町下水道事業特別会計補正予算(第2号)までの付託議
案の審査報告について

○議長 日程第1、議第73号 川西町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてから議第72号 平成30年度川西町下水道事業特別会計補正予算(第2号)までの付託議案の審査報告について、これを議題といたします。

当該議案については、本定例会第1日目の12月5日本会議において、総務文教常任委員会並びに予算特別委員会に審査を付託いたしましたものでありますが、その審査結果について報告がありましたので、議題とするものであります。

なお、採決は、総務文教常任委員会及び予算特別委員会ごとに行いますのでご了承願います。

まず、総務文教常任委員会付託議案の審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員会委員長橋本欣一君。

(総務文教常任委員会委員長 橋本欣一君 登壇)

○総務文教常任委員会委員長 平成30年12月5日、第4回川西町議会定例会本会議において、

総務文教常任委員会に付託された議案についての審査の経過と結果を次のとおり報告いたします。

- 1、審査日程。
- 2、議案説明のため当局より出席した者。
- 3、付託議案につきましては記載のとおりでございます。
- 4、付託された議案についての質疑並びに意見等の結果。

(1) 議第73号 川西町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について。

地方税法の改正による軽自動車税環境性能割の導入に伴い、その賦課徴収及び減免については当分の間、県が行うことから、事務手続を山形県県税条例の例により行うため規定を整備する旨の説明を受けた。

(2) 議第74号 川西町企業立地活性化のための固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

東京23区から地方へ企業の本社機能を移転する場合の固定資産税に対する地方交付税の減収補填の対象が、現行の不均一課税から課税免除に拡大されたことを受け、本町においても企業立地を図る観点から、軽減措置に課税免除を加えるため規定を整備する旨の説明を受けた。

(3) 議第75号 川西町放課後児童健全育成事業の整備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、放課後児童支援員の資格要件を拡充する旨の説明を受けた。

以上、各議案について当局の説明を受け、慎重に審査した結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。これをもって、本委員会に付託された議案の審査の経過と結果の報告といたします。

○議長 総務文教常任委員会委員長の報告が終了いたしました。総務文教常任委員会委員長及び副委員長は、正副委員長席にご着席ください。

委員会報告に対する質疑を許します。

(な し)

○議長 別に質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、委員会報告に対する質疑を終結いたします。

総務文教常任委員会委員長及び副委員長は、自席にお戻りください。

委員会報告に対する討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

議第73号 川西町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について、本議案について総務文教常任委員会委員長の報告は可決であります。総務文教常任委員会委員長の報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、総務文教常任委員会委員長の報告のとおり決定いたしました。

議第74号 川西町企業立地活性化のための固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本議案について総務文教常任委員会委員長の報告は可決であります。総務文教常任委員会委員長の報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、総務文教常任委員会委員長の報告のとおり決定いたしました。

議第75号 川西町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、本議案について総務文教常任委員会委員長の報告は可決であります。総務文教常任委員会委員長の報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、総務文教常任委員会委員長の報告のとおり決定いたしました。

次に、予算特別委員会付託議案の審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

予算特別委員会委員長金子一郎君。

(予算特別委員会委員長 金子一郎君 登壇)

○予算特別委員会委員長 それでは、私より、川西町議会予算特別委員会の審査の報告を申し上げます。

本特別委員会に付託された議案を審査した結果について、次のとおり決定いたしましたので、川西町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

去る12月5日、議会定例会本会議において本特別委員会に付託されました議第76号 指定

管理者の指定について、議第77号 指定管理者の指定について、議第78号 指定管理者の指定について、議第70号 平成30年度川西町一般会計補正予算（第5号）、議第71号 平成30年度川西町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）、議第72号 平成30年度川西町下水道事業特別会計補正予算（第2号）、以上6議案について、常任委員会を単位とする2つの分科会において示された日程に従い、関係課長等職員の出席を求め、提出された関係諸資料を含め、詳細な説明を聴取し、細部にわたる審査をいたしました。

さらに、本日開かれた予算特別委員会において、分科会の主査報告を受けた後、重ねて質疑を行い、慎重審査の結果、付託された6議案はいずれも可決すべきものと決定した次第であります。

決定の状況につきましては、議第76号 指定管理者の指定について、議第77号 指定管理者の指定について、議第78号 指定管理者の指定について、議第70号 平成30年度川西町一般会計補正予算（第5号）、議第71号 平成30年度川西町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）、議第72号 平成30年度川西町下水道事業特別会計補正予算（第2号）、以上6議案につきましては、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

なお、分科会審査の過程における町当局に対する意見等について、各分科会主査報告書に記載しておりますので、今後十分ご検討の上、その実現についてしかるべくお取り計らいくださいようお願いいたします。

また、議案審査に当たり、町当局より諸資料を提出いただき、効率的、効果的な審査にご協力をいただきました。

これで、予算特別委員会の報告を終わります。ありがとうございました。

○議長 予算特別委員会委員長の報告が終了いたしました。

お諮りいたします。ただいま議題となっております指定管理者の指定3議案、平成30年度各会計補正予算3議案の合計6議案につきましては、予算特別委員会において十分な審議の上、決定されたものでありますので、この際、質疑、討論を省略し、採決をいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（異議なし）

○議長 ご異議なしと認めます。

直ちに採決に入ります。

議第76号 指定管理者の指定について、議第77号 指定管理者の指定について、議第78号 指定管理者の指定について、議第70号 平成30年度川西町一般会計補正予算（第5号）、

議第71号 平成30年度川西町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）、議第72号 平成30年度川西町下水道事業特別会計補正予算（第2号）、以上6議案について、予算特別委員会委員長の報告は、6議案とも可決であります。予算特別委員会委員長の報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

（起立全員）

○議長 全員ご起立。

よって、予算特別委員会委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

◎議第83号 川西町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長 日程第2、議第83号 川西町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、これを議題といたします。

なお、本案につきましては、当局議案であり、所管委員会付託が原則であります。川西町議会運用例第2章第7項第2号の規定により、議会運営委員会の議を経て、委員会付託を省略し、本会議で直ちに審議をいただくことにいたしましたので、ご了承願います。

提案当局の説明を求めます。

町長原田俊二君。

○町長 議第83号 川西町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご提案申し上げます。

提案理由につきましては、特別職に係る期末手当の支給割合を変更するため、提案するものでございます。

内容につきまして、鈴木総務課長から説明させますので、よろしく願い申し上げます。

○議長 鈴木総務課長。

○総務課長 命によりまして、議第83号 川西町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

お手元の概要書にて説明を申し上げます。

1の制定の趣旨でございます。

特別職の国家公務員の給与改定に準じまして、本町の特別職に係る期末手当の支給割合を改定するものでございます。

2の制定の内容でございますが、町長、副町長及び教育長並びに議会の議員に係る期末手

当の支給割合を次の表のとおり改定するものでございます。

平成30年度と31年度、2段階に分けての改定となります。本年30年度につきましては、既に6月は支給してございますが、12月の支給月数を0.05月引き上げまして1.775月に引き上げるものでございます。6月、12月合わせまして3.30月から3.35月というふうに引き上げとなります。

次の下の表でございますが、平成31年度以降の支給月数でございまして、あわせてこの3.35月を6月と12月半々に分けまして、均等化するものでございます。それぞれ6月、12月を1.675月ずつにするものでございます。

3の施行日につきましては、公布の日から施行し、平成30年4月1日からの適用といたします。ただし、31年度以降の支給割合に係る改定は、平成31年4月1日からの施行といたします。

この改定に伴いましての所要額でございまして、三役それから議員の皆様合わせまして41万9,000円ほどとなるものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長 本案に対する質疑を許します。

(なし)

○議長 別に質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

◎議第84号 川西町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長 日程第3、議第84号 川西町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、これを議題といたします。

なお、本案につきましては、当局議案であり、所管委員会付託が原則であります。川西町議会運用例第2章第7項第2号の規定により、議会運営委員会の議を経て、委員会付託を省略し、本会議で直ちに審議をいただくことにいたしましたので、ご了承願います。

提案当局の説明を求めます。

町長原田俊二君。

○町長 議第84号 川西町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご提案申し上げます。

提案理由につきましては、国家公務員等の給与改定に準じ、本町職員の給与を改定するため、提案するものでございます。

内容につきまして、鈴木総務課長から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長 鈴木総務課長。

○総務課長 命によりまして、議第84号 川西町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明をいたします。

これにつきましても、お手元の概要にてご説明を申し上げますので、ごらんをいただきたいと思っております。

1の制定の趣旨でございますが、国家公務員等の給与改定に準じまして、本町一般職の職員（これは再任用職員も含まれます）の給与を改定するものでございます。

2の制定の内容。3つございます。

1つ目が、宿日直手当の改定でございます。

宿日直業務につきましては、現在、本町では外部の民間業者に委託をしておりますので、実質的な手当の支給はございませんが、ただ、万が一の場合、宿日直という業務が発生する可能性もあり得ますので、規定の中での整備をするものでございます。それぞれ規定をなされている金額の増額、支給手当額の増額を行うものでございます。

2つ目が、給料表の改定でございます。

給料表につきましては、400円の引き上げを基本に改定をいたします。ただし、初任給につきましては1,500円、二十七、八歳までの若年層につきましては1,000円程度の引き上げを行うものでございます。

3点目は、期末、勤勉手当の改定でございます。

アの一般職の職員につきましては、先ほど特別職と同様でございますが、30年度と31年度以降の2段階に分けて改定を行います。上のほうの表の30年度につきましては、真ん中の欄をごらんいただいのですが、網かけしております勤勉手当の項目でございます。

勤勉手当を0.05月引き上げまして、1.80月から1.85月に引き上げるものでございます。既に6月は支給してございますので、12月支給する部分につきまして、0.05引き上げまして

0.95月にするものでございます。

その次、今度は下の表でございますが、31年以降の支給月数につきましては、期末手当、それから勤勉手当ともに6月と12月を均等化するものでございます。これも真ん中の欄をごらんいただきたいのですが、期末手当はトータルで2.6月ですので、割る2ということで半分に割りまして、6月1.30、12月も1.30月とするものでございます。網かけの部分の勤勉手当につきましては、トータルで1.85月でございますので、これも割る2ということで、6月0.925月、12月も0.925月とするものでございます。

裏面をごらんください。

2の再任用職員につきましても、一般職員と同様で30年度、31年度それぞれ2段階に分けて改定を行うものでございます。再任用職員の勤勉手当、これも12月を0.05月引き上げまして、これまでの0.425から0.475月、6月と合わせまして0.900月とするものでございます。

下の欄、31年度以降の支給月数につきましては、期末、勤勉手当ともに均等化をいたします。期末手当1.45を半分に割りまして、6月0.725月、12月も0.725月といたします。

勤勉手当につきましては、0.90を半分に割りまして、6月0.45月、12月も0.45月とそれぞれするものでございます。

3の施行期日につきましては、公布の日から施行し、平成30年4月1日からの適用といたします。ただし、平成31年度以降の支給割合に係る改定は、平成31年4月1日からの施行といたします。

この改定に伴いまして、それぞれ人件費をもっております一般会計、下水道事業特別会計、介護保険事業特別会計並びに上水道会計、トータルいたしますと、その所要額は649万6,000円ほどになる見込みでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長 本案に対する質疑を許します。

(なし)

○議長 別に質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

◎議第79号 平成30年度川西町一般会計補正予算（第6号）

○議長 日程第4、議第79号 平成30年度川西町一般会計補正予算（第6号）、これを議題といたします。

なお、本案につきましては、当局議案であり、所管委員会付託が原則であります。川西町議会運用例第2章第7項第2号の規定により、議会運営委員会の議を経て、委員会付託を省略し、本会議で直ちに審議をいただくことにいたしましたので、ご了承願います。

提案当局の説明を求めます。

町長原田俊二君。

○町長 議第79号 平成30年度川西町一般会計補正予算（第6号）をご提案申し上げます。

平成30年度川西町の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正であります。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ662万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ106億1,837万円とするものでございます。

以下、内容につきまして井上未来づくり課長から説明をさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長 井上未来づくり課長。

○未来づくり課長 命によりまして、議第79号 平成30年度川西町一般会計補正予算（第6号）につきまして、ご説明申し上げます。

歳入歳出予算の補正の内容につきましては、ただいま町長が申し上げたとおりでございます。

なお、今回の補正につきましては、この歳入歳出予算の補正にあわせまして、第2条でございますが、債務負担行為の補正もあわせて計上してございます。本日付提出、町長名でございます。

それでは、債務負担行為の補正の内容を先にご確認をいただきますので、4ページをお開きいただきたいというふうに思います。

第2表、債務負担行為補正でございます。

今回の補正につきましては、追加でございます。事項の欄に記載がございますとおり、農業競争力強化利子助成につきまして追加を行うものです。具体的に申し上げますと、畜産クラスター事業を活用しております産直センターが実施主体となっております事業でございますが、

この事業につきまして農業競争力強化利子助成事業、この活用を行うために追加を行うものでございます。

期間につきましては、平成30年度から平成40年度までの10年間でございます。限度額につきましては、平成30年度の融資残額の年0.4%以内の割合で計算した額ということになってございます。

なお、この利子助成の事業の内容でございますが、貸付後10年間は実質無利子化とする事業でございます。貸付後5年間につきましては、政府または金融機関の金利の引き下げ措置によりまして、利子の支払いが生じないこととなっております。一方、その6年目以降につきましては、支払った利子に対して市町村が助成を行うという事業となっております。よって、将来的に予算措置が必要となってくる事業となりますので、今回の債務負担行為の追加を行わせていただくものでございます。

なお、その利子助成に当たります財源でございますが、補正予算書の最終ページ21ページをお開きいただきたいのですが、21ページに債務負担行為の調書を掲載してございます。限度額の欄に記載がありますとおり、0.4%というふうに仮定をした場合でございますが、左の財源内訳という右側の欄にありますとおり、国・県支出金につきましては、0.4%のうち0.266%、残りの0.134%を一般財源、いわゆる町のほうの負担で利子助成を行うという事業でございます。利子負担割合をパーセンテージに直しますと、国が66.5%、町が33.5%の負担というような割合になってございます。

これが、債務負担行為の補正の内容でございます。

それでは、歳入歳出予算の補正の内容につきまして、概要書をもとにご説明をさせていただきたいというふうに思います。

内容につきましては、ただいまご可決をいただきました給与改定に伴います人件費等の増額補正の内容となっております。

1の歳出でございますが、人件費につきましては、一般会計に計上しております特別職、一般職員給与費等の増額でございます。

2の繰出金につきましては、他会計に計上してございます一般職員の給与費等の改定に伴う繰出金の増額を行うものでございまして、該当する特別会計は、介護保険事業特別会計、下水道事業特別会計、この2会計となっております。

この財源につきましては、2の歳入に記載しているところでございますが、全額、財政調整基金の繰入金を予定してございます。この結果、財政調整基金の残高でございますが、2

億1,828万1,000円となる見込みでございます。

以上でございます。

○議長 本案に対する質疑を許します。

(なし)

○議長 別に質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

◎議第80号 平成30年度川西町下水道事業特別会計補正予算(第3号)

○議長 日程第5、議第80号 平成30年度川西町下水道事業特別会計補正予算(第3号)、これを議題といたします。

なお、本案につきましては、当局議案であり、所管委員会付託が原則であります。川西町議会運用例第2章第7項第2号の規定により、議会運営委員会の議を経て、委員会付託を省略し、本会議で直ちに審議をいただくことにいたしましたので、ご了承願います。

提案当局の説明を求めます。

町長原田俊二君。

○町長 議第80号 平成30年度川西町下水道事業特別会計補正予算(第3号)をご提案申し上げます。

平成30年度川西町の下水道事業特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正でございます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億2,402万円とするものでございます。

内容につきまして吉田地域整備課長から説明をさせますので、よろしく願い申し上げます。

○議長 吉田地域整備課長。

○地域整備課長 命によりまして、議第80号 平成30年度川西町下水道事業特別会計補正予算

(第3号)をご説明申し上げます。

歳入歳出予算につきましては、ただいま町長がご説明したとおりでございます。

概要書にて内容を説明させていただきます。

第1款総務費でございますが、6万4,000円の増額でございます。これにつきましては、給与改定によります一般職員給与費等の増額でございます。

歳入でございます。第4款繰入金6万4,000円の増額であります。これにつきましては、一般会計からの繰入金でございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長 本案に対する質疑を許します。

(なし)

○議長 別に質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

◎議第81号 平成30年度川西町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)

○議長 日程第6、議第81号 平成30年度川西町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)、これを議題といたします。

なお、本案につきましては、当局議案であり、所管委員会付託が原則であります。川西町議会運用例第2章第7項第2号の規定により、議会運営委員会の議を経て、委員会付託を省略し、本会議で直ちに審議をいただくことにいたしましたので、ご了承願います。

提案当局の説明を求めます。

町長原田俊二君。

○町長 議第81号 平成30年度川西町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)をご提案申し上げます。

平成30年度川西町の介護保険事業特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正であります。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億1,730万6,000円とするものでございます。

内容につきまして鈴木健康福祉課長から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長 鈴木健康福祉課長。

○健康福祉課長 命によりまして、議第81号 平成30年度川西町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）につきまして、お手元の概要書によりご説明申し上げます。

まず、1の歳出でございます。

第3款の地域支援事業費でございます。こちらは、一般職員の給与改定に伴いまして8万4,000円を増額するものでございます。

続いて、2の歳入でございます。

第7款の繰入金としまして一般会計繰入金を8万4,000円を増額するものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長 本案に対する質疑を許します。

(なし)

○議長 別に質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

◎議第82号 平成30年度川西町水道事業会計補正予算（第2号）

○議長 日程第7、議第82号 平成30年度川西町水道事業会計補正予算（第2号）、これを議題といたします。

なお、本案につきましては、当局議案であり、所管委員会付託が原則であります。川西町議会運用例第2章第7項第2号の規定により、議会運営委員会の議を経て、委員会付託を省略し、本会議で直ちに審議をいただくことにいたしましたので、ご了承願います。

提案当局の説明を求めます。

町長原田俊二君。

○町長 議第82号 平成30年度川西町水道事業会計補正予算（第2号）をご提案申し上げます。

第1条、平成30年度川西町水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条以下、内容につきまして吉田地域整備課長から説明をさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長 吉田地域整備課長。

○地域整備課長 命によりまして、議第82号 平成30年度川西町水道事業会計補正予算（第2号）をご説明申し上げます。

お手元にあります概要書にてご説明をさせていただきます。

収益的支出でございます。

第1款水道事業費24万8,000円の補正をお願いするものでございます。

第1項営業費用24万8,000円の内訳でございますが、2目の配水及び給水費8万9,000円、これにつきましては、給与改定によります人件費の増額でございます。

4目の総係費につきましても、給与改定によります人件費の増額が15万9,000円でございます。

資本的支出でございます。

第1款資本的支出、第1項建設改良費、これにつきましては、給与改定によります人件費の増額でございます。3万8,000円の補正をお願いするものでございます。

なお、補正いたしました3万8,000円につきましては、損益勘定留保資金にて補填するものでございます。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長 本案に対する質疑を許します。

(なし)

○議長 別に質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

◎請願の審査報告

○議長 日程第8、請願の審査報告を行います。

請願第4号 ライドシェアの導入に反対し、安全・安心なタクシー事業の維持・確保を求める請願。

本請願は、平成30年第3回議会定例会において、総務文教常任委員会に審査を付託いたしましたものでありますが、このたび、その審査結果について報告がありましたので、議題とするものであります。

総務文教常任委員会委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員会委員長橋本欣一君。

(総務文教常任委員会委員長 橋本欣一君 登壇)

○総務文教常任委員会委員長 請願第4号 ライドシェアの導入に反対し、安全・安心なタクシー事業の維持・確保を求める請願についての審査報告。

平成30年第3回川西町議会定例会本会議において、総務文教常任委員会に付託され、継続審査となっておりました請願第4号の審査が終了しましたので、その経過と結果について報告いたします。

本請願につきましては、去る9月13日及び12月10日、委員7名の出席と未来づくり課長ほか関係職員の出席を得て、慎重に審査いたしました。

本請願は、スマートフォンのアプリケーション等により運転者と利用者を仲介し、第二種免許を保有しない一般の運転者が自家用車で有償の旅客運送を行うライドシェアの導入に反対し、安全・安心なタクシー事業の維持・確保について適切な処置を講ぜられるよう政府及び関係機関へ意見書の提出を求める趣旨のものであります。

審査に際し、委員から、万が一の場合に責任の所在が不明確であることや、安全確保が十分でないとの意見が出されました。

採決の結果、当委員会といたしまして、賛成多数で本請願は採択と決定いたしました。

以上、請願第4号の審査報告といたします。

○議長 ただいまの報告に対し質疑を許します。

(なし)

○議長 別に質疑がないようですから、質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

お諮りいたします。請願第4号 ライドシェアの導入に反対し、安全・安心なタクシー事

業の維持・確保を求める請願。

総務文教常任委員会委員長の報告は採択であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立多数)

○議長 起立多数。

よって、本案は委員長報告のとおり決定いたしました。

◎発議第11号 閉会中の所管事務調査について

○議長 日程第9、発議第11号 閉会中の所管事務調査について、これを議題といたします。

お諮りいたします。本案は、各常任委員会及び議会運営委員会並びに新庁舎整備特別委員会においてそれぞれ検討され、申し出があったものであります。これを許可したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、発議第11号 閉会中の所管事務調査については許可することに決定いたしました。

◎日程の追加

○議長 以上をもって、全日程を終了いたしました。日程第8の請願の審査報告について、請願第4号 ライドシェアの導入に反対し、安全・安心なタクシー事業の維持・確保を求める請願が採決されたことに伴う意見書の提出についてを日程に追加し、追加日程第1とし、直ちに議題にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、日程を追加し、議事を進めることに決定いたしました。

ここで、議案配付のため、暫時休憩いたします。

(午前10時59分)

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時01分)

◎発議第12号 ライドシェアの導入に反対し、タクシー事業の維持

・確保を求める意見書の提出について

○議長 追加日程第1、発議第12号 ライドシェアの導入に反対し、タクシー事業の維持・確保を求める意見書の提出について、これを議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。

提出者橋本欣一君。

(6番 橋本欣一君 登壇)

○6番 発議第12号 ライドシェアの導入に反対し、タクシー事業の維持・確保を求める意見書の提出について。

上記の議案を別紙のとおり、川西町議会会議規則第14条の規定により提出する。

平成30年12月18日提出。

提出者、橋本欣一。

以下、記載のとおりでございます。

ライドシェアの導入に反対し、タクシー事業の維持・確保を求める意見書。

近年、規制改革の推進、シェアリングエコノミーの成長を促すという名目で、スマートフォンのアプリケーション等により運転者と利用者を仲介し、第二種免許を保持しない一般の運転者が自家用車を用いて有償で旅客運送を行ういわゆる「ライドシェア」の容認を求める動きが活発化している。

しかしながら、ライドシェアは、事業主体が運転者の仲介のみを行う業務形態であるため、運行管理や車両整備等について責任を負わず、自家用車の運転者のみが運送責任を負うことを前提としており、このような形態の旅客運送を有償で行うことは、安全の確保、利用者の保護等の観点から問題がある旨の指摘がなされている。

また、タクシー事業は、地域生活に欠かせないドア・ツー・ドアの個別輸送機関であり、少子高齢化が急速に進展する中、免許返納者を含む高齢者や障がい者等の交通弱者にとって、不可欠な移動手段であるとともに、多様化する利用者のニーズに対応し、自治体等と連携した乗合型デマンド交通の展開に取り組むなど、地域公共交通の一つとして大きな役割を担っている。

このような中で、ライドシェアが導入され無秩序に展開されることとなれば、路線バス、鉄道を含めた地域公共交通に大きな混乱をもたらすおそれがあるだけでなく、道路運送法等の関係法令を遵守し、安全確保のためにコストをかけ、安全・安心な輸送サービスを提供す

るタクシー事業の存続を脅かしかねない。

よって、国においては、下記の事項について適切な措置を講じられるよう強く要望する。
記。

1、安全の確保、利用者保護等の観点から問題のあるライドシェアの安易な導入は行わないこと。

2、地域公共交通として、大きな役割を担っているタクシー事業の維持・確保に向けた諸施策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成30年12月18日。

提出先、衆議院議長ほか、記載のとおりでございます。議長名でございます。

○議長 本案に対する質疑を許します。

(なし)

○議長 別に質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立多数)

○議長 起立多数。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長 以上をもって、本日本日予定いたしました全日程を終了いたします。

なお、川西町監査委員から、定例監査の結果について及び指定管理者監査の結果について、並びに議会運営委員会、広報広聴常任委員会から、閉会中における所管事務調査報告書がお手元に配付のとおり提出されておりますので、ごらんください。

これをもって、平成30年第4回川西町議会定例会を閉会いたします。

長期間にわたってのご審議、まことにご苦労さまでした。

(午前11時07分)